

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公開番号】特開2009-32679(P2009-32679A)

【公開日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-158771(P2008-158771)

【国際特許分類】

H 05 B 33/04 (2006.01)

H 05 B 33/02 (2006.01)

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/04

H 05 B 33/02

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月26日(2011.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】発光装置、及び照明装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上に設けられた第1の電極と、

前記第1の電極上に設けられたEL層と、

前記EL層上に設けられた第2の電極とを有する発光素子と、

前記発光素子を覆うように設けられた第1の封止層を有し、

前記第1の封止層は、無機化合物とハロゲン原子を含み、

前記無機化合物は、酸化バナジウム、酸化ニオブ、酸化タンタル、酸化クロム、酸化モリブデン、酸化タンクス滕、酸化マンガン、及び酸化レニウムのいずれかであることを

特徴とする発光装置。

【請求項2】

基板上に設けられた第1の電極と、

前記第1の電極上に設けられたEL層と、

前記EL層上に設けられた第2の電極とを有する発光素子と、

前記発光素子を覆うように設けられた第1の封止層を有し、

前記第1の封止層は、有機化合物と無機化合物とハロゲン原子を含み、

前記無機化合物は、酸化バナジウム、酸化ニオブ、酸化タンタル、酸化クロム、酸化モリブデン、酸化タンクス滕、酸化マンガン、及び酸化レニウムのいずれかであることを

特徴とする発光装置。

特徴とする発光装置。

【請求項3】

基板上に設けられた第1の電極と、
前記第1の電極上に設けられたEL層と、
前記EL層上に設けられた第2の電極とを有する発光素子と、
前記発光素子を覆うように設けられた第1の封止層と、
前記第1の封止層が露出しないように覆って設けられた第2の封止層とを有し、
前記第1の封止層は、有機化合物と無機化合物とハロゲン原子を含む、アモルファス状態を有し、

前記無機化合物は、酸化バナジウム、酸化ニオブ、酸化タンタル、酸化クロム、酸化モリブデン、酸化タンクステン、酸化マンガン、及び酸化レニウムのいずれかであり、

前記第2の封止層は、無機物からなるパッシベーション膜であることを特徴とする発光装置。

【請求項4】

請求項3において、
前記パッシベーション膜は、窒化珪素、窒化酸化珪素、酸化珪素、酸化アルミニウム、窒化アルミニウム、窒化酸化アルミニウム、及びDLC(ダイヤモンドライカーボン)のいずれかであることを特徴とする発光装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一において、
前記有機化合物は、芳香族アミン化合物、カルバゾール誘導体、芳香族炭化水素、及び高分子化合物のいずれかであることを特徴とする発光装置。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、
前記ハロゲン原子は、フッ素、塩素、臭素、及びヨウ素のいずれかであることを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一において、
前記ハロゲン原子の濃度は、 $1 \times 10^{-2}^0$ Atoms / cm³以上 $1 \times 10^{-2}^1$ Atoms / cm³以下であることを特徴とする発光装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項7のいずれか一に記載の発光装置を有する照明装置。